# 学びを通じたステップアップ支援促進事業公募要領

令和２年３月１９日
総合教育政策局生涯学習推進課

１．事業名

学びを通じたステップアップ支援促進事業

２．事業の趣旨

高等学校中途退学者等は、高卒資格を取得（高等学校卒業程度認定試験に合格することや高等学校への再入学を行い、卒業することをいう。以下同じ。）していないことで就職やキャリアアップにおいて不利な立場にあり、高卒資格取得が必要であると認識している者が多い一方で、高校中退者等を対象とした学び直しのための支援体制が十分ではない。我が国における人口減少・高齢化の一層の進行が見込まれる中、競争力を維持し、持続可能な社会を実現するためにも、家庭の経済事情等にかかわらず、それぞれの夢に向かって頑張ることができるよう、一人一人の挑戦と飛躍への「チャンス」を最大化すべく環境を整備する必要がある。

このため、地域の多様な教育資源を効果的に活用し、教育委員会や学校、地域若者サポートステーション、ハローワーク等の関係機関が連携を強化することにより、高校中退者等の高等教育機関への進学や社会的自立に向けた切れ目ない支援体制の構築を促進し、全ての者が活躍できる一億総活躍社会の実現の促進を図る。

３．業務の内容

以下、（１）～（６）の業務を実施し、学力格差の解消及び高校中退者等の進学・就労に資するよう、高校中退者等を対象に、高等学校卒業程度の学力の習得を目指し、地域の学習施設等を活用した学習相談（進学・就労に対する保護者の理解促進の観点から、保護者を含めた相談も可能。）及び学習支援を、地域の課題や活用できる資源に応じて実施し、モデルを構築する。

（１）業務運営委員会の設置・具体的方策の検討

本業務を実施するに当たり業務運営員会を設置し、以下の内容を検討する。

（検討内容）

- 高校中退者等の高卒資格取得に向けた学習相談・学習支援に関する具体的方策（ICT の活用など）
- 高校中退者等を捕捉するための具体的な方策（訪問型支援（アウトリーチ）の活用など）
- 高校中退から就労に至るまでの間に必要な支援を円滑に実施するための関係機関との具体的な連携方策　等

（２）学習に関する相談・助言の機会の提供

図書館等の地域の学習施設等に相談員を配置するなどして、①学習方法に関する助言、②高等学校卒業程度認定試験の紹介、③教育機関での修学のための経済的支援の紹介等、学びに関して総合的に相談・助言を実施する体制を整備する。

（３）学習支援の実施

図書館等の地域の学習施設等において、高校中退者等の高卒資格取得に向けた学習の機会を提供する。

（４）関係機関との連携体制の整備

高校中退者等に対してプログラムへの参加を促し、本事業を通じて高卒資格取得をした者を就労支援機関等へ誘導するため、高等学校や子ども・若者総合相談センター、地域若者サポートステーション等の就労支援機関等の関係機関その他地域において活用可能な資源との連携体制を整備する。

（５）実践モデルの作成及び普及・啓発

これらの取組の検証を通して、委託先の管内において学びを通じた高校中退者等への支援の実践モデルを作成し、委託要領に記載のある全国協議会において、取組内容やその成果について発表を行うなど、普及・啓発を行う。

（６）本事業の受託団体間における情報・意見交換

本事業の受託団体は、受託団体間における情報共有等を図り、取組をより一層充実したものとするため、文部科学省において開催する「情報交換会」に参加し、必要に応じて取組内容や成果等について意見交換・発表等を行う。

※「情報交換会」は、「全国協議会」とは別個に年度中１回開催することを予定。開催時期については、受託団体と文部科学省との協議により決定。

※「情報交換会」への参加に必要な経費（旅費・日当等）を計上すること。ただし、必要な経費を計上できる者は２名を上限とする。

４．業務の委託先

都道府県、市区町村及び民間団体（実行委員会等の任意団体を含む。）を委託先とする。

ただし、任意団体については、次の全ての要件を満たすものに限る。

（１） 定款、寄付行為又は類する規約等を有すること

（２） 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること

（３） 自ら経理し、監査するなど会計組織を有すること

（４） 団体活動の本拠としての事務所を有すること

５．委託期間

委託を受けた日から令和３年３月１２日（金）までとする。

６．業務規模

委託額は総額２，２００万円程度とし、１件あたり４４０万円程度。

７．採択数

５件（予定）　採択件数は審査委員会が決定する。

８．企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

（１） 予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある者に該当する。

（２） 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

９．参加表明書の提出

本企画競争においては、参加表明書の提出は要しない。

１０．　業務計画書の提出等

（１） 提出書類

① 「業務計画書」（様式１）
② 業務の一部を再委託しようとする場合は、「業務計画書（再委託に関する事項）」（様式２）
③ 誓約書
④ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進」に関する評価における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し
⑤ その他必要な資料

※ 様式１の「業務計画書」については、別紙を添付することも可能とするが、Ａ４サイズで作成すること。
※ 用紙サイズはＡ４縦版とすること。
※ 様式の作成に当たっては、正確を期すため、パソコン等の判読しやすいもので作成すること。
※ 日本語及び日本国通貨で記入すること。
※ 業務計画書の作成に当たっては、記入要領及びＱ＆Ａを参照すること。

（２） 提出部数等

・ 正本を１部、コピーを１０部提出すること。
・ 書類は両面印刷不可。着脱可能なクリップ等でまとめること。

（３） 提出方法

公印を押した提出書類一式を紙媒体で（４）に示す提出先に郵送又は直接持参することとする。また、作成した各様式の電子媒体を電子メールにて併せて提出すること（公印不要）。提出に当たっては、以下①～③に示す事項に注意すること。

※ 紙媒体の提出は①又は③の方法により提出すること。

① 郵送等（郵便、宅配便等）

・ 簡易書留、宅配便等、送達記録の残る方法で送付すること。
・ 封筒に「『学びを通じたステップアップ支援促進事業』業務計画書在中」と朱書きすること。
・ 郵送中の事故については、文部科学省は一切の責任を負わない。

② 電子メール送付

・ Word、Excel にて作成した様式ファイルを電子メールに添付の上、（４）に示す提出先

メールアドレスまで送信すること。

・　メールの件名は「【申請団体名】学びを通じたステップアップ支援促進事業業務計画書」とすること。

・　メール送信上の事故（未達等）について、文部科学省は一切の責任を負わない。

③　持参

・　受付時間：平日１０時～１７時（１２時～１３時を除く）

（４）　提出先及び公募に関する問合せ先

〒１００－８９５９　東京都千代田区霞が関３－２－２
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
TEL：０３－５２５３－４１１１（内線３４６６）
FAX：０３－６７３４－３６２０
E-mail：syogai@mext.go.jp

（５）　提出期限

令和２年４月１０日（金）１７時必着

※提出期限以降の業務計画書等の提出、差し替え及び訂正は一切認めない。
ただし、審査委員会において条件付き採択となった場合はこの限りではない。

※E-mail でデータを送信した書類については送信時に提出されたものとみなす。ただし、送信したデータと印刷して郵送または持参した書類とは内容が同じであること。

（６）　その他

業務計画書等の作成・送付費用は、審査結果にかかわらず提出者の負担とする。また、提出された業務計画書等については返却しない。

１１．　審査方法等

（１）　審査方法

審査委員会において、提出された業務計画書等の内容を審査し、本事業の趣旨を踏まえた適切なものであると認めた場合、当該申請団体に対して業務の委託を決定する。

（２）　審査基準

別途定める審査基準のとおり。

（３）　選定結果の通知

選定終了後、速やかに全ての申請者に審査結果を通知する。

（４）　条件付採択

選定において条件付採択となった場合は、委託業務の遂行に支障を来さない程度において、再度修正した業務計画書の提出を求めた上で、条件を満たしたと判断できるものについて採択する。

（５）　その他

選定において、業務計画書以外に必要となる情報があれば、審査委員会は、追加で資料の提出等を依頼することができる。

１２. 誓約書の提出

（１） 本企画競争に参加を希望する者は、業務計画書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

（２） 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の業務計画書を無効とするものとする。

（３） 前２項は、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人には適用しない。

１３. 契約締結

選定の結果、契約予定者と提出書類を基にした契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、業務計画書等の内容を勘案して決定するので、申請者の提示する額とは必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

令和２年度予算成立前に開始する公募であることから、国会における本予算成立までの間、委託業務の実施の可否、業務内容、及び業務開始時期等に変更が生じる可能性があること、並びに本予算成立後でなければ委託業務を開始することができないことに留意すること。なお、業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託の相手方にもこの旨を十分周知すること。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約締結後でなければ業務に着手できないことに留意すること。なお、業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託の相手方にもこの旨を十分周知すること。

１４. スケジュール

公 募 開 始：令和２年３月１９日（木）
公 募 締 切：令和２年４月１０日（金）１７時
審査・選定：令和２年４月頃
契 約 締 結：令和２年５月中下旬頃（予定）
契 約 期 間：契約締結日から令和３年３月１２日まで

※ 契約締結後でなければ業務に着手できないので、業務計画書の作成に当たっては、業務開始日に柔軟性を持たせること。なお、業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託の相手方にもこの旨を十分周知すること。

１５. その他

（１） 採択件数は現時点の予定であり、増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。

（２） 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。

（３） 業務に係る事項については、委託要項、委託要領等によるものとする。
（４） 業務実施に当たっては、契約書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。

［契約締結に当たり必要となる書類］

選定の結果、契約予定者となった場合には、契約締結のため、遅滞なく以下の書類を提出する必要があるので、事前に準備しておくこと。

・ 業務計画書（委託業務経費内訳または参考見積書を含む）
・ 委託業務経費（再委託に係るものを含む。）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規程、見積書等）
・ 再委託に係る委託業務経費内訳
・ 銀行振込依頼書

# 学びを通じたステップアップ支援促進事業

令和2年度予算額（案）　23百万円
（前年度予算額　23百万円 ）　文部科学省

別紙

## 現状・課題

### 現　状

20～39歳のうち最終学歴が中卒の者は約143万人（平成22年国勢調査より）。学校卒業者の約５％に相当する。
高校卒業資格がないことにより、求人や進学機会が限られ、将来のキャリア形成にも影響が生じる可能性があり、高卒資格が必要であると認識している者が多い。

### 課　題

高校を中退した者や未進学者に対しては、都道府県も市町村も、十分な対象者の補足が行われておらず、支援体制も組めていない。

また、多くの地方自治体（都道府県・指定都市）は、課題を認識しつつも、**ノウハウ**や**予算確保が困難**などにより、対応ができていない。

**○経済財政運営と改革の基本方針2019**
**（令和元年6月21日　閣議決定）**
「中途退学の未然防止の観点からの体制整備を図るとともに、中退者に対する切れ目ない支援を推進する」
（第2章2.人づくり革命、働き方改革、所得向上策の推進　②初等中等改革等）

**○教育振興基本計画**
**（平成30年6月15日　閣議決定）**
「高等学校卒業程度の学力を身に付けることを志す高校中退者等に対する学習相談・学習支援を促進する。」
「高校中退者等の高等教育機関への進学や社会的自立に向けた切れ目ない支援体制を構築する。」（第2部4. 目標(15)多様なニーズに対応した教育機会の提供）

## 事業概要

高校中退者等を対象に、地域資源を活用しながら高等学校卒業程度の学力を身に付けさせるための学習相談及び学習支援に関する地方公共団体等の取組について実践研究を行い、新たな支援体制や訪問型支援（アウトリーチ）をはじめとした支援手法の活用等に関するモデル開発を実施する。

### ①支援体制の構築

**各自治体等における高校中退者等支援体制の構築を支援**

● 地域住民・企業・民間団体等の地域資源を活用し、地域の学習施設等において、各地域の抱える課題や資源などに応じた支援体制の基盤構築を支援し、高校中退者の情報収集を行うとともに、教育委員会事務局ＯＢや退職教員等による学習相談、学習支援等を実施。

※高校とサポステの連携による中退者に関する情報提供の仕組みの構築、都道府県・市町村・民間企業等との密接な連携による包括的な支援モデルの構築等

### ②支援手法の開発

**Ⅰ.訪問型支援（アウトリーチ）の活用**

● 高校中退者の置かれている様々な事情に寄り添った支援を行うため、学習相談員が高校中退者宅を訪問し、共感的に話を聞きながら学習相談を進めるアウトリーチの手法を活用した支援を行うための研修機会の開発や、個に応じた相談、支援を実施する。

**Ⅱ.ICTを活用した学習支援**
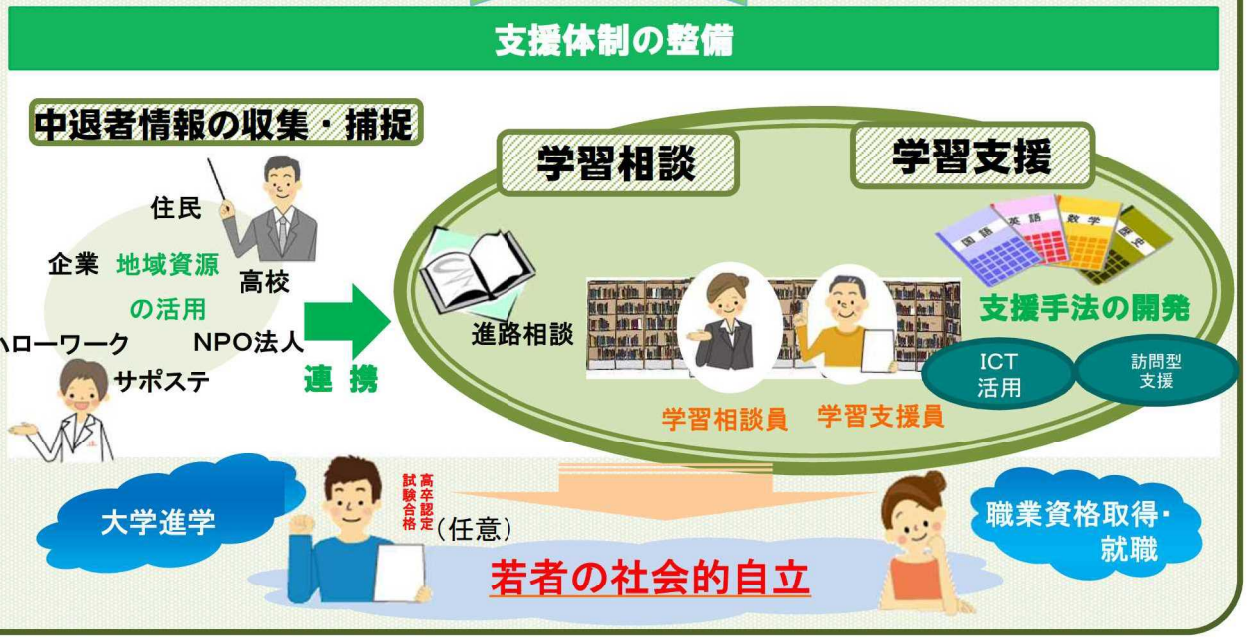
● 地域の学習支援施設における支援に参加することが困難なケースや集団の場での学習に負担を感じるケースに対応するため、メール、ＳＮＳ等を活用した学習相談や補助的な支援ツールとして学習支援を行う。